

本庄市学校給食費補助金 Q&A

Q 1 補助を受けたいです。どのような手続きが必要ですか。

A 1 「本庄市 オンライン窓口」にて、電子による申請を行ってください。

Q 2 給食費の滞納がある場合でも申請はできますか。

A 2 申請はできますが、給食費に滞納がないことが支給条件であるため、補助対象外となります。過去の給食費や兄弟姉妹に滞納がある場合も、補助対象外となります。

Q 3 生活が苦しく、給食費の支払いが困難です。援助対象にはならないのでしょうか。

A 3 給食費の支払いが困難という理由では対象にはなりませんが、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の援助を行う就学援助制度があります。詳しくは学校教育課にご相談ください。

Q 4 補助の対象となる児童生徒について具体的な事例を示してください。

A 4 別紙「補助の対象となる児童生徒の例」を参考にしてください。

Q 5 未就学児を含めて申請する必要がありますか。

A 5 小学校 1 年生から中学校 3 年生について申請してください。在籍する学校名等も漏れのないようにしてください。

Q 6 保育園や幼稚園に通う子供も対象になりますか。

A 6 対象外です。市内に住所を有し、かつ、公立の小中学校または公立の特別支援学校小学部もしくは中学部に在籍している 2 人以上のお子様と生計を同じにしている方で、そのお子様の給食費を実際にお支払いしている方が対象となります。

Q 7 子供を私立の小学校（または中学校）に通わせていますが、本庄市内在住です。対象となりますか。

A 7 対象外です。他に公立小中学校に在籍するご兄弟がいる場合は、そのうち最年長の子から数えて 2 人目以降のお子様が補助金の交付対象となります。

Q 8 市内に別居している子供がいる場合は申請ができますか。

A 8 児童生徒と同居していることを支給要件としているため、対象外となります。

Q 9 補助金は、どのように支給されますか。

A 9 交付対象者となった方へ、給食費の引き落とし口座にお振込みいたします。補助額は、交付対象者が1年間（4月から翌年3月まで）に納付した対象児童生徒に係る給食費に相当する額ですので、給食費は従来通りにお支払いください。ただし、給食費が口座引き落としではない方はご相談ください。

Q 10 締め切りを過ぎた場合は申請できますか。

A 10 締め切り後の申請はお受けできません。必ず申請期間内にお申込みください。

Q 11 年度の途中で転出する場合は、対象になりますか。

A 11 本庄市に住民登録があった期間の給食費に相当する額が対象になります。転出の予定がある場合は、事前に学校教育課にご連絡ください。本庄市内に住所を有していた期間に負担した給食費相当額を補助金として交付します。

Q 12 年度途中で本庄市へ転入する予定ですが、申請はできますか。

A 12 確認および手続きの必要がありますので、学校教育課へご連絡ください。

Q 13 学校教育課に就学援助を申請し、現在審査中ですが、学校給食費補助金の申請はできますか。

A 13 申請はできますが、就学援助が認定された場合は、学校給食費補助金の対象外となります。
ただし、就学援助の認定期間外がある場合は、学校給食費補助金の支給要件を満たしていることを条件に就学援助認定期間外を対象とすることができます。また生活保護などの制度で給食費の援助を受けている場合も同様の取扱いになります。申請前に、学校教育課へお問い合わせください。

例) 7月1日より就学援助の認定となった場合

4月～6月分の給食費	7月～翌3月分の給食費
補助金の対象	就学援助費にて給食費負担

Q 14 生活保護（要保護）の支給を受けている場合、申請はできますか。

A 14 申請の対象外となります。引き続き生活保護制度にて給食費が支給されます。
なお、年度途中で認定となった場合など、生活保護の支給を受けない期間がある場合、その期間の給食費相当額は補助金の支給対象となります。

Q 15 特別支援教育就学奨励費の支給対象者となっている場合、申請はできますか。

A 15—1 (支給対象者が公立小中学校の特別支援学級に通っている場合)

申請できます。特別支援教育就学奨励費の支給対象者が学校給食費補助金の対象となった場合は学校給食費補助金が優先されますので、特別支援教育就学奨励費での給食費の支給はありません。ただし、学用品費等は従来どおり特別支援教育就学奨励費で支給されます。

A15—2 (支給対象者が特別支援学校に通っている場合)

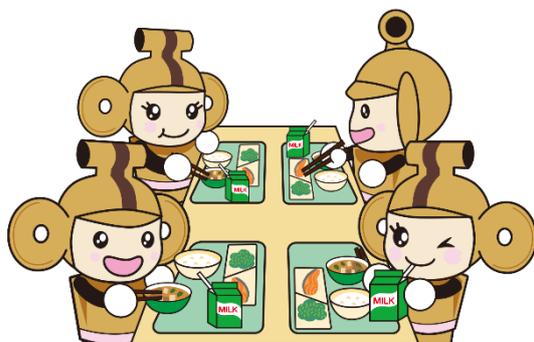
申請できます。ただし、支弁区分Ⅰに該当する方は、従来どおり特別支援教育就学奨励費より給食費を支給します。

Q16 本庄市内在住ですが、区域外就学にて市外の公立小中学校に通っています。対象になりますか。

A16 対象になります。本庄市内に住所を有する場合、区域外就学にて市外の公立小中学校に通っている児童生徒は補助対象児童生徒としてカウントし、第2子以降であれば対象となります。

Q17 アレルギー等で給食を食べていません。補助の対象になりませんか。

A17 対象になります。お子様が第2子以降の条件に該当する場合は、給食費相当額を補助しますので、学校教育課にお問い合わせください。



問い合わせ先
本庄市教育員会学校教育課学事係
(本庄市役所4階)
電話：0495-25-1149